

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第87回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年11月29日（水）14：00～14：45

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、実積 寿也、滝澤 光正、巽 智彦、

藤沢 久美、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

玉田郵政行政部長、藤井信書便事業課長、牧村信書便事業課課長補佐

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理
規程の設定の認可【諮問第1241～1243号】（非公開）

開 会

○佐々木分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会（第87回）を開催いたします。

本日は、ウェブ審議を開催しており、委員7名中6名が御出席予定です。まだ2名の委員の御出席が遅れておりますが、現時点で、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、名前をおっしゃってから、御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定の認可」については、非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項3件でございます。諮問事項第1241号から1243号「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定の認可」について、総務省からの御説明をお願いいたします。

○藤井信書便事業課長 総務省信書便事業課長の藤井でございます。本日は、先ほど佐々木分科会長から御紹介いただきました諮問第1241号の「特定信書便事業の許可」、第1242号の「信書便約款の設定及び変更の認可」及び第1243号の「信書便管理規程の設定の認可」の3件について、説明させていただきます。これらの許認可の可否について御審議いただきたいと思います。

まず初めに、諮問第1241号「特定信書便事業の許可」についてでございます。

資料87-1を御覧ください。1ページ目が諮問書となっております。本件は、特定信書便事業への新規参入希望者10者からの特定信書便事業の許可申請について審査をいたしました結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に掲げる基準に適合しており、また、欠格事由にも該当しないと認められることから許可することといたしたく、諮問させていただくものでございます。

まず、申請の概要について説明をさせていただきます。2ページ以降、別紙1の資料になります。おめくりいただきまして、続いて3ページからになります。

今回、新規参入を希望して特定信書便事業の許可を申請した者と、その提供サービスの概要がございます。今回の許可申請者は上から順番に1番の中央車輛輸送株式会社、2番の東都配送株式会社、3番の豊浜運輸株式会社、4番のKA商事、5番の有限会社寿昇運、次のページにおいて、6番の富山県陸運株式会社、7番の株式会社RALLY、8番の株式会社ホンダパーツ関西、9番の久留米運送株式会社及び10番の株式会社八木運送の以上10者でございます。

資料中、表の左から3列目の項目に記載しておりますが、これらの申請者が現在営んでいる主な事業でございます。今、表示している8番のホンダパーツ関西が、自動車部

分品等卸売業が主な事業でございまして、残りの9者の主たる事業は貨物運送業となっております。

続きまして、表の右側半分がサービスの提供区域やその概要となっております。特定信書便事業において提供できる役務は、当審議会でも度々御説明させていただいておりますけれども、信書便法第2条第7項第1号から第3号に規定がございまして。いわゆる1号役務、2号役務、3号役務と呼ばれているものでございまして。

1号役務は、長さ・幅・厚さの合計が73センチメートルを超える、あるいは重さが4キログラムを超える信書便物を送達する役務、また今回は申請はございませんでしたが、2号役務は信書便物が差し出されたときから3時間以内に配達する役務、3号役務は、料金が800円を超える高付加価値の信書便物を送達する役務と御理解いただければと思います。

この表では、申請者が提供を予定している役務について提供サービスの欄に丸印をつけております。まず、今回の申請者10者全てが1号役務を提供する予定となっております。このほか3番の豊浜運輸株式会社、5番の有限会社寿昇運、6番の富山県陸運株式会社及び7番の株式会社RALLYの4者は、これに加えて3号役務も提供する予定となっております。

申請者の事業の概要は以上でございまして、審議いただくに当たりまして、信書便法第31条に、許可の基準を3つ定めております。1点目は、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであることが求められておりまして、これを判断するために、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございまして。これについてまとめましたものが5ページの表となっております。

いずれの事業者もこのような形で引受けの方法及び配達の方法をこの事業計画の中で規定しております。

続きまして、2点目の許可の基準は、その事業の遂行上適切な計画を有しているかどうかでございまして。特に重要な視点としましては、事業収支見積りがございまして、審査に当たりましては、事業開始当初の事業年度、翌事業年度の2か年分の事業収支見積書を提出いただいております。この事業収支見積りの算出が適正かつ明確であることが審査基準の一つとなっております。

資料の6ページ及び7ページが収入の部でございまして、表の右端に信書便事業の見込み収入を書かせていただいております。これは事業者におきまして、既存の顧客に対するヒアリングなどを通じまして、利用見込みの通数やサービス単価を考慮して計算したものでございまして。

この事業見込み収入を踏まえまして、次の8ページ及び9ページに支出と利益をまとめてございまして。先ほどの繰り返しになりますけれども、事業収支見積りは事業開始当初の年度と翌事業年度の2か年分を提出していただいております。

先ほど御説明しました表の太枠で囲った一番左側になりますけれども、信書便事業収入につきましては、申請者の事業開始の翌事業年度、すなわちフルで1年間事業を行う2年目の収入と金額が一致をしているところでございまして。

その右側が信書便事業支出の欄となっております。これは申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは貨物運送業なども行っておりますので、そういった事業との収入比な

どの案分によって、こちらの支出は算出をしております。

この収入から支出を引いた信書便事業としての営業利益が表の右から2列目の欄になりますけれども、事業収支には特段の問題はなく、妥当なものであると判断をさせていただいているところでございます。

最後3点目の許可の基準ですが、その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであるかどうかを判断することでして、こちらの資金計画の審査を行っております。

10ページに各申請者の純資産の額と信書便事業の開始に要する資金について記載をしております。事業開始に要する資金は具体的には人件費の2か月分、それから賃借料の1年分などを合計した金額となっております。こちら確認させていただきました結果、直近の決算年度におきましても、各者とも債務超過の状況ではなく、また、この信書便事業を始めるに当たって必要な資金については、いずれの者も全額自己資金による調達が可能となっております。

以上が、特定信書便事業の許可申請の概要でございます。

ここまでの説明に関する審査結果の概要が続いて11ページ及び12ページになります。ここで書いております1番から3番までの項番が、信書便法第31条各号に定める特定信書便事業の許可の基準でございまして、この基準に基づいて審査を行いました。

まず、項番1、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることですが、審査基準としまして、信書便物の秘密を保護するために引受け、配達の方法が明確に記載されていること。それから、信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引き受け、配達することなどを適切に行うこととしているかを審査することとしております。

これにつきまして、全ての申請者は事業計画や信書便管理規程などにおきまして、引受け、配達の方法が明確に記載されており、また、信書便管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことによって信書便物の秘密を保護するために適切であると判断をしております。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした10者の事業計画は、信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断をしております。

続きまして項番2、その事業の遂行上適切な計画を有するものであることですが、事業収支見積りにつきましては、対象年度2年間で、算出方法は先ほど御説明させていただいた方法によって、いずれの者も適正かつ明確に算出されていると判断をしております。

次に、役務の内容が法に適合しているかどうかでございしますが、1号役務については取扱いサイズが73センチを超えるもの、あるいは4キロを超えるもの、3号役務につきまして、800円を超える料金となっております、法の規定に適合することをそれぞれ事業計画などで確認しているところでございます。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした10者はいずれも事業遂行上適切な計画を有しているので、妥当なものと考えております。

続きまして、12ページに参ります。項番3、その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであることですが、こちら項目は2つございます。1つ目が資金でして、こちらは先ほど御説明しましたように特段問題ないものと考えております。2つ目は行

政庁の許可ですが、申請者は、貨物運送業の法制上必要となる許可等は既に取得をしております。具体的に言いますと、例えば一般貨物自動車運送事業の場合は国土交通大臣の許可、貨物軽自動車運送事業の場合は国土交通大臣に届出が必要でして、これらの手続が既に済んでいることは確認をしております。

以上を踏まえまして、申請者が事業を適確に遂行するに足る能力を有していると考えております。

最後、項番4番、欠格事由でございます。欠格事由は、1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わってから2年を経過しないものですか、信書便事業の許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過しないもの、法人の場合は、役員にこれらに該当するものがあることですが、10者いずれもこの欠格事由には該当していないことを確認をしております。

以上をもちまして、各者とも、信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められたことから、これらの申請者に対して、特定信書便事業の許可をすることといたしたいと考えております。

続きまして、諮問第1242号「信書便約款の設定及び変更の認可」についての説明をさせていただきます。

資料87-2となります。信書便法第33条第1項の規定におきまして、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。また、これを変更する場合も総務大臣の認可が必要となっております。ただし同法第33条第3項におきまして、総務省が定める標準信書便約款と同様の内容の約款を定める場合には、認可を不要としております。この標準信書便約款は、自ら自動車または軽自動車を用いて役務を提供する貨物運送業を営んでいる事業者を対象とすることを前提としております。

1ページが諮問書でございます。今回の特定信書便事業の許可申請者10者のうち8者は、標準信書便約款をそのまま適用することから、認可の対象となっておりますが、中央車輛輸送株式会社及び株式会社ホンダパーツ関西の2者については、個別の信書便約款の設定の認可の申請がございましたので、併せて認可したく御審議いただくものと、過去に信書便約款の認可を受けました赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合の信書便約款の変更についても認可したく、御審議いただくものでございます。

続いて、2ページから3ページが中央車輛輸送株式会社及び株式会社ホンダパーツ関西の信書便約款の設定の認可申請の概要でございます。

こちらは、信書便法第33条第2項に、信書便約款に記載すべき事項が定められておまして、その事項ごとに規定内容を9つ列挙したものでございます。1つ目が役務の名称と内容、2つ目が引受けの条件、3つ目が配達の内容、4つ目が転送及び還付の条件、5つ目が送達日数、6つ目が料金の収受及び払戻しの方法、7つ目が送達責任の始期及び終期、8つ目が損害賠償、9つ目がその他となっております。

まず、中央車輛輸送株式会社の信書便約款につきましては、信書便契約に当たって、標準信書便約款では一定の取扱い頻度があり、かつ一定期間継続して信書便物を差し出すものであることとしておりますが、この中央車輛輸送株式会社の個別約款では具体的に数値を定めておまして、その点が標準約款と異なっているところでございます。

続いて、株式会社ホンダパーツ関西の信書便約款の設定につきましては、同社は貨物利用運送業を営んでおりまして、配送は[REDACTED]に委託することとしており、標準信書便約款を適用できないため、個別約款を設定することとしております。この標準信書便約款以外の信書便約款につきましては、総務省において記載例をあらかじめ公表しておりまして、今回の申請内容を確認いたしましたところ、2者ともこれに沿って過不足なく記載されていることは確認をしております。

続きまして、4ページが信書便約款の変更の認可申請の概要でございます。赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合からの申請でございます。

具体的には、先ほど述べた9つの項目のうち、項番1の役務の名称及び内容、項番2の引受けの条件及び項番8の損害賠償の条件の変更を行うものでございます。平成27年に信書便法の一部改正が行われましたが、このときに特定信書便役務の範囲が拡大をされました。1号役務におきましては、取り扱うことのできる信書便物のサイズが、それまでは3辺合計で90センチを超えるものとなっておりますが、3辺合計で73センチを超えるものに拡大をいたしましたし、また、3号役務におきましては、取り扱うことのできる信書便物の料金の額が、それまでは1通当たり1,000円を超えるものから1通当たり800円を超えるものまで拡大をしたものでございます。

また、平成31年4月1日に施行されました商法の一部改正の際に、商法の運送人の損害賠償責任におきまして、損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が改正されたことを受けまして、信書便約款の記載例における責任と挙証に関する規定などが改正されました。今回の申請では、このための変更を行うものでございます。

続きまして、7ページ、別紙2が審査結果の概要でございます。ただいま申し上げましたように、まず中央車輛輸送株式会社及び株式会社ホンダパーツ関西の2者の信書便約款は、総務省が公表している信書便約款の記載例に沿って設定されていることを確認しておりまして、全ての項目を満たしているため、適否の箇所については適としているところでございます。

続きまして、9ページからが変更の認可申請の審査結果の概要でございます。こちらにつきましても、変更部分について同様に適切に定められていることは確認いたしました。

続きまして、諮問第1243号「信書便管理規程の設定の認可」についての説明をさせていただきます。

資料87-3でございます。信書便法第34条で準用する同法第22条第1項の規定におきまして、特定信書便事業者はその取扱中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項につきましては、信書便管理規程を定めまして、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。

1ページが諮問書でございます。今回、特定信書便事業の許可申請を行いました10者について、信書便管理規程の設定の認可も必要であることから併せて認可したく、御審議いただくものでございます。

続きまして、2ページから3ページが、この管理規程の設定の認可申請の概要でございます。

こちらは信書便法施行規則第31条第2項に、信書便管理規程に記載すべき事項が定

められておりまして、その事項ごとに規定内容を5つ列挙したものでございます。1つ目が信書便物の取扱いについての責任者である信書便管理者の選任や職務、2つ目が信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、3つ目が事故発生時などの措置、4つ目が教育及び訓練、5つ目がその他となっております。

この信書便管理規程につきましては、総務省において記載例をあらかじめ公表しておりまして、今回の申請内容を確認しましたところ、全者これに沿って過不足なく記載されていることを確認しております。

続いて4ページ、別紙2が審査結果の概要でございます。ただいま申し上げましたように、今回の新規参入希望10者の信書便管理規程は、総務省が公表している信書便管理規程の記載例に沿って設定していることを確認しておりまして、全ての項目を満たしていることから、適否の箇所については、適としているところでございます。

今回の諮問事項の御説明は以上となりますが、最後に参考資料を2つつけてございます。

まず、参考1は、今回御審議いただきまして、10者の事業許可や認可が適当とされた場合の参入状況をまとめたものでございまして、この場合、全国で特定信書便事業者は590者となる予定でございます。

また、次の参考2でございますが、こちらは本社所在地の都道府県別の特定信書便事業者一覧となっております。今回御審議いただく該当者につきまして、事業許可申請者は赤字、信書便約款の変更認可申請者は青字で示しているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください、よろしく願いします。特にないでしょうか。

先に私からですが、沖縄赤帽で規定が変わったことに伴い、こういった変更の認可申請が出ているのですが、これは確認ですが、規定の約款ではなく独自の約款を用いているところに関しては、特にこの認可申請をしない限り、規定前の以前の数値がそのまま当てはまった形になっているとの理解でよろしいでしょうか。

○藤井信書便事業課長 ただいまの御質問ですが、実は平成27年の信書便法改正におきまして、この1号役務と3号役務の要件が緩和をされました。その後、実際にその緩和された条件に沿ってこの役務を提供しようとする場合、今、佐々木分科会長のお話にもありましたが、実際に個別約款、個別の信書便約款を使っていらっしゃる事業者がそれを当てはめようとする場合は、改めて信書便約款の変更の申請が必要となります。

なお、標準信書便約款を使っていらっしゃる事業者の場合ですと、そちらにつきましては、その法律の施行に合わせて標準信書便約款の変更も行いましたので、あとは変更した旨を総務省に届け出てもらえれば、それで済む形になっております。

○佐々木分科会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、幾つか質問いただいておりますので、チャットの順番でお呼びしたいと思います。まずは藤沢委員ですが、どうでしょうか。質問そのものをチャットに書いていただいておりますが。

○藤沢委員 もしよろしければ読んでいただけないでしょうか。

○佐々木分科会長 承知しました。長く事業を営む事業者も見られますが、書面での申請書類の審査以外に長年事業を営んでいらっしゃる事業者の現地の審査などもあるのでしょうか。廃業する事業者などは出てきているかどうか。今後の持続可能性に心配はありませんでしょうかとの御質問をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

○藤井信書便事業課長 御質問ありがとうございます。

まず、初めにこの信書便事業者につきましては、この参入時の書面での審査で通れば、もうそれで終わりではございません。実際にその事業を開始いただいた後に、検査を行っております。

まず、実際その最初の事業実績が上がったときに検査に入っております、そこできちんと業務が、例えば、約款ですとか管理規程に沿って事業がきちんと行われているかどうかについての検査は必ず初回に検査を行っております。

この初回の検査で問題なしとなりました場合は、それ以降、自主点検報告の形で報告を上げていただくこととなりますけれども、もし、そこで例えば何か指摘事項があった場合ですとか、あとは、その後何がしかの、例えば、法令違反を犯した場合になりますと、その場合は検査の対象となりまして、そのときには、実際に総務省の職員がその事業者に入り込んで検査を行うことになっており、その後も都度、そういった事業者の検査などを行っております。

また、事業者の持続可能性ですけれども、実際にその事業者は毎年事業報告などを総務省に提出いただいているところですが、中には、例えば数年にわたって事業実績が上がっていない事業者ですとか、例えば、そもそも事業報告をしてこない事業者が数は少ないのですけれども存在することがございます。

そういった事業者には実際にコンタクトをとった上で、今後の見通しですとか、例えば、事業の見通しが立たない場合には、事業の休廃止の意向などの確認もさせていただいたりしています。

実際に廃止した事例はあるのかとの御質問につきましては、こちらはございまして、例えばこれまでに特定信書便事業の廃止の届出があったのが、20年前の制度開始以降ですけれども、トータルで104者ございました。直近ですと昨年度、令和4年度は13者が廃止をしておりますし、今年度に入ってから6者が事業廃止をしております。

その理由としましては会社の清算ですとか、これ以上続けていてもなかなかその受注が見込めないためといった例もあります。その他、信書便事業者同士の合併の結果、消滅する会社とその廃止届を出すようなケースも見受けられるところでございます。

説明は以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。藤沢委員、よろしいでしょうか。

○藤沢委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それから、次に実積委員お願いたします。

○実積委員 質問が1点、あと1点お願があります。

質問に関しては、今回の約款の変更のところですが、赤帽の沖縄県軽自動車運送協同組合から変更のところですが、以前似たような変更の申請があったときに、個人情報保護法によって約款の変更が必要となるときに、全部を一気に変えることはしないで、こういった変更、一部変更の申請があったときに併せて変更するお話があったと

思っていたのですけども、今回の赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合について、個人情報保護法の変更に関わる修正は必要なかったのかどうか、そこを一つ確認させていただきたいのが質問です。

お願いは、先ほど藤沢委員の議論とほぼ被りますが、各社の収入の見込み、初年度と次年度の収入見込みは、今のところ各社の言い値でつくられていると思いますが、計画なので仕方ないと思いますし、それしか審査のしようがないと思いますけれども、事後調査をもう少しやっていただけないかとのお願いです。それによって、その審査の結果が覆るわけではありませんけれども、事業者にとってその見込みは正しいのかどうか、見込みより上振れしている、実際に上振れしているのであれば、我々としても信書便市場が広がっていると分かるわけですし、もしその大きく下振れしているようであれば、信書便の市場がだんだん厳しくなっているなど分かると思います。

なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、信書便市場の今後の見通しに関してどのように考えるかが、我々としても一つの認識を持たないといけないと思うからです。特定信書便と一般信書便は、全くその市場が重なっているわけではないですが、ある程度補完関係にある、全体で一つの大きな市場を形成していると考えられますので、そうした特定信書便の市場の動向と少なくとも事業者の見込み等でその事業者見込みよりも上振れしているのか、下振れしているのかの情報は非常に重要な情報であると思います。事業がうまくいっているかどうかをチェックしているとお話があったと思いますが、うまくいっている事業者の中でも、想定以上の取扱いになっているのか、あるいはうまくいっているけれども、想定を下回る取扱いになっているのかとの点も少し事後調査で分かれば教えていただきたいなと思います。

これは今すぐ資料を出せというわけではなく、今後そういった参考資料を出していただけると非常に良いと思います。毎回、新規参入の許可の審議の際にお願いしていますが、それをまたここで繰り返させていただきました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、総務省、お願いいたします。

○藤井信書便事業課長 まず前半の御質問についての個人情報保護の話ですが、個人情報保護に関する規定は実は信書便約款ではなく、信書便管理規程に規定しておりますので、今回の信書便約款の変更の認可申請には、実は個人情報保護に関連する規定がございません。ですので、そこについて、例えば、その変更、またはそれに関する変更の認可申請はこの赤帽から出てきていないということがお答えになります。

後段の御要望については、こういった形でできるかを考えていきたいと思いますが、実際の引受け通数や売上高については、先ほども御報告した事業報告書、事業実績報告書におきまして、各事業者から出していただいております。

そこで上振れはともかく、特に下振れしているような場合には、必要に応じてその事業者への聞き取りもしております。聞いているところだと、特にその自治体向けの递送業務などをやっていらっしゃる事業者ですと、例えば、競争入札によって事業者を決めますので、今年は入札の結果、競争事業者に取られてしまって、その受注ができなかった、例えば多少実績が落ち込んでしまったとか、そういったような事例が見受けられます。

○実積委員 ありがとうございます。競争事業者に持って行かれたということは、市

場全体の大きさは変わっていないが、取り合いで負けてしまったとの評価になるのとことですね。

○藤井信書便事業課長 そのとおりでございます。

○実積委員 市場全体の動向はどのように考えておられるのでしょうか。

○藤井信書便事業課長 市場全体の動向ですと、これは毎年9月頃に信書便事業の現況として、先ほどご説明させていただきましたが、各事業者から出てきた事業報告書などの結果を取りまとめたものとして出しているところでございますけれども、引受け通数や売上高につきましては、大体、令和2年度まではずっと上がってきていたところですが、令和3年度、令和4年度については、引受け通数及び売上高ともにやや頭打ちといえますか、少し停滞している状況でございます。

この影響としましては、コロナによる影響であるとは伺っておりますが、直近ですとここ2年ばかりは少し頭打ち、現状維持みたいな形になっております。

ただ、今回新たに10者からこういった申請が上がってきていますので、コロナも収まってきたことですので、また再び以前のように上がるというかなと少し期待をしているところです。

○実積委員 分かりました。市場の伸びに関してはみんなの注目が集まっているところで、市場が一定の中で参入事業者だけ増えていくとどうしても過当競争の不安が出てくると思うので、そこは十分に注意して見ていただければと思います。引き続き情報提供をいただければありがたいなと思います。

1点目の個人情報保護法について、個人情報保護法の関連が管理規程であることは理解しました。そうすると、管理規程の変更申請がない限り、取りあえず触らないということですね。

○藤井信書便事業課長 そのとおりです。

○実積委員 分かりました。了解しました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。

私からは、実積委員のお話とも関わりますし、最初に佐々木分科会長もおっしゃっていたこととも関係するかもしれませんが、赤帽協同組合からの認可申請の後半部分、損害賠償の条件を商法の改正に合わせて規定内容を変更した点に関してです。これが個人情報保護法のガイドラインの改正に合わせる話と同じような状況にならないのか、例えばこの6ページの末尾に載っている(4)の変更に関してはかなり大きな変更になるのではないかと、商法が変わったことによって、ほかの運送業者、特定信書便業者は対応しなくてよいのかが気になるところです。その改正があったのがもう数年前で、その間、この関係で規定を改正する申請を見た覚えがないのですが、商法改正に関する規定の変更に関して、もう少し教えていただきたいと思っております。今回の事業者の申請を認めるだけでよいのか、それともほかの事業者に対しても、その法改正があったので対応してくださいと言わないといけないのか、お伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。では、総務省、お願いいたします。

○牧村信書便事業課課長補佐 信書便事業課で課長補佐を務めております牧村と申しま

す。異委員、御質問ありがとうございます。

今、御質問いただきました個別約款の関係ですけれども、商法改正を受けてどのように取り扱ったらいのかでございしますが、個別約款、既に認可済みでありますので、既存の個別約款をそのまま使用できるのが基本でございします。

個別約款は既に認可済みであることから、既存の約款をそのまま使用できるものがまずございします。何か問題が生じた場合には、商法が優先するものと考えられますから、利用者の混乱を招かないように、変更の機会を捉えて改正するよう、こちらは、ふだん信書便事業者と接する地方の出先機関がありますので、出先機関を通じて、何か改正するときには、商法のところも手当てするよう周知しているところでございします。

○異委員 承知いたしました。標準約款を使っている業者であれば問題なさそうで、個別約款を使っている事業者が、これに対応しているかを総務省から出先機関を通じて周知いただいていることで承知しました。

個人情報保護法対応も、約款に規定しているのか、管理規程に規定しているのかで違いがあるとはいえ、同じ問題だと私は認識していますので、実積委員御指摘の点と併せて、事業者に対して今後も周知していただければと思うところです。

以上です。ありがとうございます。

○藤井信書便事業課長 御指摘ありがとうございます。御指摘いただいた点の周知につきましては、今後も引き続き継続してやっていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

ほかに御意見などございませぬようでしたら、諮問第1241号から1243号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から全体通して何かございませぬでしょうか。

○異委員 すみませぬ、1点のみ、実積委員がおっしゃっていた特定信書便事業者の収支の見込みが本当に正しいのか検証していきたいとお話は私も全く同じ意見ですので、引き続き御検討いただきたく存じます。

以上です。

○佐々木分科会長 分かりました。御検討いただきますようお願いいたします。

○三浦委員 私も同じ意見です。現在、宅配事業者の人数が不足していることは様々なところから聞いています。当初の申請どおり、人員が確保できていないのにそのまま継続していることがないよう、各事業者に対してはしっかり遂行していただけるよう目配せしていただきたいと思ひます。よろしくお祈りします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

過去にも許可している上で、やっぱり事後的なモニタリングを何らかの形でしたいとお話があったかと思ひますので、ぜひ何らかの形で確認できるように、確認されていることを我々に御報告いただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○藤井信書便事業課長 今、委員の皆様からの御指摘、御要望いただいた点につきましては、どういった形でできるか考えていきたいと思えます。

○佐々木分科会長 具体的なことはまたお考えいただいて、御提案として、引き続きよろしくお願ひいたします。ほかはよろしいでしょうか。

以上で終了ですが、事務局からは何かございますでしょうか。

○事務局（坂平） 事務局です。

次回の郵政行政分科会につきましては、ただいま調整中ございまして、大変恐縮ですけれども、決まり次第、速やかに御連絡を差し上げるようにしたいと思いますので、恐れ入りますが、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は審議開始から多少遅れて委員の御出席をいただきまして、予定どおり委員7名中6名の委員の御出席により御審議いただきましたので、念のため申し添えます。

事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会